

2 正社員と職務の内容が同じで、かつ、人材活用の仕組みや運用などが雇用してから雇用期間が終了するまでの全期間において同じパートタイム労働者はいませんか？

3要件を満たすパートタイム労働者（※）について、パートタイム労働者であることを理由として、賃金などすべての待遇について正社員と異なる取扱いをすることが禁止されています。

※3要件を満たすパートタイム労働者とは、以下の要件を満たす者です。

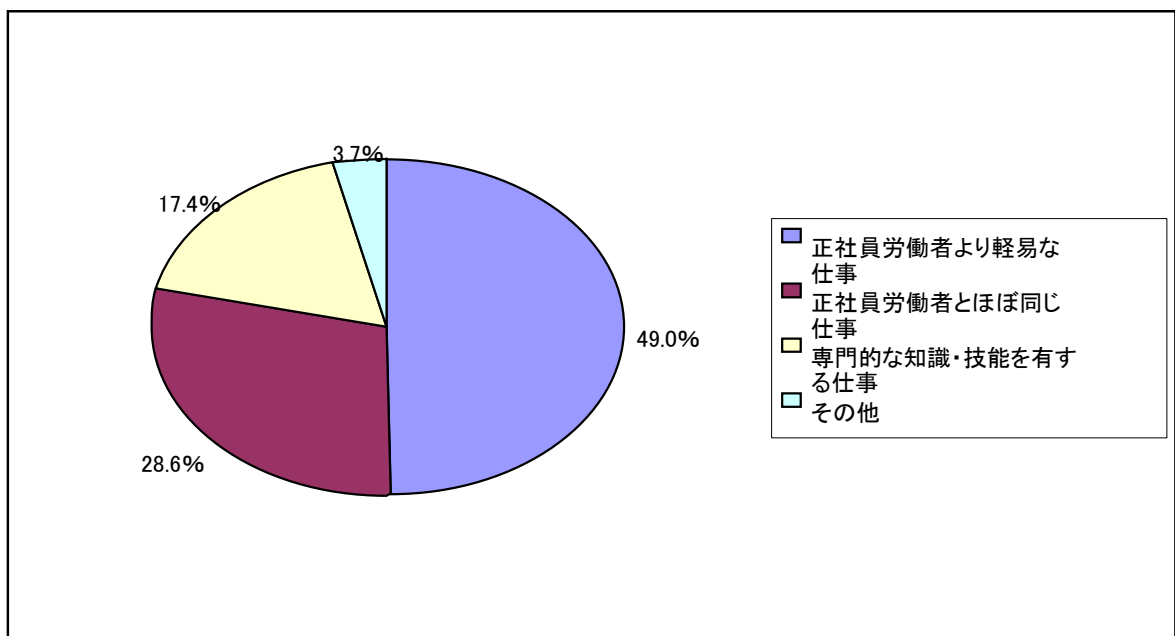
- 1) 職務の内容が同じ
- 2) 人材活用の仕組みや運用などが全雇用期間を通じて同じ
- 3) 契約期間に定めがない者、あるいは契約期間が何度も更新されており実質的に契約期間の定めがない者

[3要件を満たす労働者がいるかどうかの具体的なチェック方法はこちら\(東京労働局雇用均等室ホームページへのリンク\)](#)

・北海道における状況

前述の調査によると、「正社員労働者とほぼ同じ仕事」であるという企業の割合が28.6%あります。あなたの事業所でこのようなパートタイム労働者がいないか確認し、いる場合については正社員と異なる扱いをしていないか、今一度確認をしてください。

<パートタイム労働者を含む非正規労働者が主として行っている業務>



北海道「平成21年度労働福祉実態調査」